

指名停止について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

平成29年4月7日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 金田 好章
契約管理係長 下地 公介
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 伊計 敬三
管理第二係 永田 千春
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止業者名 | 住 所 |
|-----------|-------------------|
| 日本コムシス（株） | 東京都品川区東五反田 2-17-1 |

2. 指名停止措置期間：

平成29年4月7日～平成29年7月6日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

日本コムシス株式会社は、当局南部国道事務所発注の「平成28年度糸満地区外光ケーブル敷設工事」において、落札決定後に配置予定技術者を配置できないとして契約締結を辞退した。

5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）別表第2第15号の措置要件に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2 抜粋

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|--------------------------|
| (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内 |